特許法上の新規性喪失事由の機能とその現代的課題

潮

海

久

雄

学説

1 立法趣旨

「頒布された刊行物記載」(二九条一項三号)の解釈

第一章

目

次

公用(二九条一項二号)
公知(二九条一項一号)

公知と公用の解釈

わが国の解釈論 問題の所在

比較法 判例

1 欧州 ドイツ法

イギリス法

2

九九

3 欧州特許庁の運用

アメリカ法

立法の変遷

裁判例

インターネット上の情報に関する問題点

一「公知」(旧一号) 問題の所在 外国のサーバーからインターネット上に発明が公開された場合、日本国内で公然知られたといえるか

「頒布された刊行物」(旧三号)

2 「公知」の場合の新規性喪失時点

何が「刊行物」にあたるか

三極プロジェクトとアメリカ特許商標庁の運用― どのような行為が「頒布」にあたるか

「インターネットの利用に関する方針」―

わが国のインターネット公報における問題点

改正法の解釈・運用と問題点

平成一一年改正 インターネット等の情報の先行技術としての取り扱い運用指針

欧州の立法(世界公知)との比較

残された問題

な

() ()

また、

今後、

欧州特許庁、

米国特許庁においてもインター

ネット上に発明が公開

され

る可能性が

ある。

0

j

うな現状をふまえて、

わが国では、

平成一一

年に、

特許法二九条一

項の新規性喪失事由

のうち、

旧

号、

旧二号につ

V

₺

ŧ

の平成

年改正以前の

旧

法

の解釈自体に争

いが

存在し

たこともあり、

法改正

0)

趣旨

が

明ら

か

で

な

ては外国にお

いて生じた事由を含め、

か

つ旧三号につい

て電子情報をも含む旨の改正を行った

(第五章

参照)。

部分も存する。

そこで、

本稿では、

まず、

わ

が国特許法

(二九条一

項

の新規性喪失事

油に関う

する立法趣旨

従

来

0

第一章 問題の所在

国内の ことがなく、 事 規性が失わ たとえば、 刊行物」(旧三号)は外国において生じた事由をも含むが、 ち、 本国内に生じた事由に限定する合理的理由 いるため、 由を定めた趣旨は、 公知 来、 情報もアクセスの容易性に わが 旧 外国に れず、 複写物が存在しない場合に刊行物にあたると解釈することに限界があった。 国特許 かえって技術の発展を阻害するからである。 号^[] お 日本国内で第三者が特許を取得する事態が生じうる。 いて著名な発明も、 法二九条一 公用 既に公開された発明に新たに特許権を付与してインセンティブを与えても産業の発達に資する (旧二号) 項は、 お V) につい て差が 外 国 電子情報であるという理由 はない。 におい ては、 縮小 Ĺ て生じた事由は立証が困難である等の理由で、 日本国内におい しかも、 またデジタル そうだとすると理論的には特許法上 新規性喪失事由となる情報の開示方法が文言上 インターネットが発達した今日では、 て生じた事由に限定してい や、 情報とハ しかしながら、そもそも特許法 日本国内で公知、 ードコピー このような従来の規定で の上の 公用でない た。 情報で区別する理由 の新規性喪失事 新規性 また、 外国 とい が新規 喪失事 の情報も う理 頒布 制 約され 性 一由で新 由 z 由 日 を日 喪失 は の n う Ð 本 7 た

裁判例の変遷・射程、学説を整理する(第二章)。次に、 能であるのか、 を有するアメリカ特許法下の裁判例を検討する(第三章)。また、この平成一一年改正において問題となったように、 した時代を経験した欧州諸国の立法の沿革と欧州特許商標庁の実務を概観する。同時に、 のように解するかなど、残された問題について考察する(第五章)。最後に、本稿で得られた若干の示唆をまとめる(終 のように異なるか、また、 インターネット上の情報を先行技術としてどのように取り扱うべきかが今後国際的にも問題となると考えられる。そ 外国のサーバー上にあるインターネット上の情報についても、 解釈論上の問題を検討する(第四章)。さらに、 一九七八年頃から世界公知を採用した欧州とどのように異なるのか、さらに経過規定をど わが国の旧法と同じ規定を有していた時代と異なる規定を有 わが国の平成一一年の特許法改正は、 わが国特許法における従来の解釈がどの程度可 わが国の旧法と同様の規定 従来の規定とど

昻二章 わが国の解釈論

公知と公用の解釈

公知 (二九条一項一号)

ある程度知られうる状態であれば足りるとする考え方がある。これに対して、当該技術が知られていないことを第三 「公知」といえるためには、 当該技術が知られうる状態であれば足りるとする考え方、または、立証の困難を考えて、(2)

者が立証することは困難であること、また、 41 る必要があるとする見解が有力である。 法文が一号と三号を書き分けていることから、 当該技術が現に知られ 7

かし、 いずれの立場にたつにせよ、 「公知」の場合の新規性喪失時点を立証することは困難な場合が多いように思

われる。

2 公用 (二九条一項二号)

公用とは特許出願前に公然実施された場合をさす。 もっとも、 公然実施されてい れば公に知られうることが通常で

あり、具体的事例をみても公知と区別することは困難である。

「頒布された刊行物記載」(二九条一項三号)の解釈

立法趣旨

られていた。 すると、 0) とも日本国内に限定した。その理 、メリ 、奨励にあるとされた。 そして、 明治四二年法以前 力 外国企業が外国において公知の発明についてわが国で特許権を取得し、 F イツ ところが、 の制度にあわせたとされ のわが国特許法は世界公知主義を採用していた。 明治四二年法 昭和三 一曲は、 (法律二三号) も大正一〇年法 世界公知の審査が困難であること、特許法の目的は日本国内の工業上 四年改正において、三号の刊行物についてのみ外国を含んだ趣旨は、 てい る。 また、 わが 玉 の 技術水準 その理由は、 (法律九六号) を高 わが国 め 国 新規性喪失事由 に 内産業を保護するに おい の産業を圧迫するからと考え ても、 を国内公知 一号、二号、 は 新 当 一の発明 に限定 規 三号 時の 性 喪

失事由として外国において生じた事由をも含める方が適切であり、

また外国文献からの盗用を防止する必要があ

る

らである。 性喪失事由に加えることに反対する意見もあり、 公用の事実を後日になって判断することは困難でかえって弊害が大きいからである。 他方、 公知 (一号)と公用(二号)を日本国内の事由にとどめたのは、 などの理由が存在 た。 た。 特許権成立後に無効とされ権利が不安定となるおそれがあること、 立証が困難であり、 もっとも、 外国の刊行物を新規 また、 公知

審査官・

審判官の負担の増大、

る発明の公開を念頭においたものである。 特許権が付与され利用できなくなると、 において、 達により外国における公知・公用の事実の調査が容易となり、 平成一一年改正において一号、二号に外国において生じた事由をも含めたのは、交通手段やインターネット等の発 三号後段に電子媒体を含めたのは、 わが国の技術開発が遅れるおそれがあるからである。 後述のように、データベース、 かつ外国で自由に使える技術が日本国内にお インターネットによってのみ開示され また、 平成 いてのみ 年改正

学 説

れているが、 刊行物は 「公衆に対し、 その具体的な内容についてはいくつかの考え方がある。 頒布により公開することを目的として複製された文書・図画等の情報伝達媒体」 と定義さ

に認識しえ、他との対比が容易であり、情報内容が容易に社会に浸透しうるというメリットがある。 れば足りるとする。さらに、 手が可能である。 れに対して、 する方式は、 刊行物は、 別の考え方は、 通常の書籍や雑誌のような見込み生産による印刷の場合よりも経済的であり、 複写機による複写物はもちろん、 したがって、一時的に複製する数が少ないことを理由に、 刊行物は改変困難な形で公衆に頒布されることを予定して発行された情報伝達媒体であ 一号の公知との比較から、 その他どのような複製手段によったものをも含む。 三号の刊行物には、 内容が改変されにくく、 複写物を印刷物と区別すべきでない。 迅速かつ手軽に作成・入 注文分だけを複製 伝達情報を明確

3 判 例

〇頁 Ł 要求に応じて遅滞なく交付される態勢が じ 11 頒 う た 亚 気布され 原本そ 事 成 由 眼 が レフ の た刊行物にあたるとした。 旧 年 改 カメラ事件〕 一号の のは 正 前 0 刊行物」 刊行物」 昭 和 は、 74 K |年法では旧 にあたる 「原本自体が あ たらない 但 ~整 か し、 が 三号の つ てい とされ 判例上問題となった。(16) 公開されて公衆の 本件引用 刊行物 n 7 ば足りるとした。 いた[7 例は特許明細書の複製物であっ \tilde{o} み もつ が外 É 由 と 玉 当初 ŧį 12 な閲覧に供され、 お 最判昭 から、 ける事由を含んでい つまり見込み生産ではなく注文生産であっ 和 外国特許庁に提出され Ŧī. 五年七月 てコピ か つ、 四日 その複写物が たため、 1 が現実に交付され 民 集三 た特許 外国 74 公衆 巻四 に 明 お 号五 細 か 67 書と 5 て生 0 7

と 印刷 たると判示した。 例で 許庁内部に さらに、 の 一 あるため、 イク 種) 最 口 0) ため、 判昭 フ み配布されてい この判 イ この事案に関して、 和六一 ル ムすら配 マイクロ 示は 年七月一七日民集四〇巻五号九六一頁 傍論である。 布 フィル た事案に され ず ム自体を「頒布された刊行物」 複製物が全くない お 7 イ Ų) ・クロ てほ フ ぼ 同じ 1 ル ム自体が特許明 般論を述べ、 場合は、 〔第二次箱尺事件 判例 と理解する立場もあった。 7 の立場は白紙であるということになる。 細書原本を縮小し イクロ フ 1 上告審) ル 4 て複製し が は、 「頒 布され 7 たも のような理解 イクロ た刊行 のである フィ 物 ル ま に 7 写真 た たつ に が 特 あ

たものとして踏み込んで理解する立場もある。 この立場だと、 が 公衆に配布することを目的とせず、 こと(21) と(21) 複 製され 7 7 イ 11 ない ク 刊行物であるマイク 口 場合に フ イ ル ŧ ム 0 複写 原本が 特許庁内の手続のために作っ が 口 フィ 公開され 認 め 5 ル n ムの か 7 発行日が新規 つ複写可 お り特許明 能な態勢をもっ 細 、性喪失の日時にあたる。 ⁽²⁰⁾ 書原 たものにすぎない 本自: 体の 7 複写を認 頒 布され ため め 他方で、 た刊行物」 7 頒布さ ζĮ ない れた」 点をとらえて、 マイク にあ とは 口 たると フィ (V 判 6 ル にく 原 示 ム は 本

この立場にたつと、

刊行物頒布の日は外国特許庁が当該特許明細

くても、その複製物が公開されて公衆からの要求に応じて遅滞なく交付される態勢があれば足りることになる。 公開した日であることになり、特許庁の慣行に合致する。この後者の読み方をおしすすめると、現実の複製物がはる(ឱ) か後に生成されていても、また、現実の複製物が生成されていなくても、 さらには特許庁内に原本 (明細書) しかな

第三章 比較 法

欧州

の欧州各国における法改正の趣旨からみてみよう。 公知・公用を採用していた。ところが、イギリス法もドイツ法もインターネットが発達する一九九五年頃より以前の (EPČ))、特許協力条約(the Patent Co-operation Treaty of 1970 (PCT))が影響していると思われる。そこで、当時 一九七○年代に、既に世界公知に移行している。これは、欧州特許条約(the European Patent Convention of 1973 昭和三四年にわが国特許法が改正された当時、イギリス法、アメリカ法、ドイツ法とも刊行物以外については国内

イギリス法

条一項に述べる文書を除く)において連合王国内で刊行されたかを確認するため局長が命ずるように、審査官はさら イギリス特許法は伝統的にイギリス国内の産業の奨励を強調し、 一九四九年法七条二項は、「審査官は、当該発明が、…… 新規性喪失事由をイギリス国内に限定していた。 ・出願人の特許明細書提出日前に、 他の文書(五十

準は、 発明 条約と一致させる必要があった。そこで、一九七七年に改正されたイギリス特許法二項二号は、 に が 由は少なくともイギリス産業における人々を含む公衆にとって利用可能でなければならないとか、 りに解釈すると曖昧な外国 とされ 調 調べることのできない 査 0 書面 優先日以前 て し なけ しく または な かっ ればならない。」と規定していた。このようにイギリスでは「公然知られていた」ことは に、 た。 頭の表現、 公衆に利用可能となった全てのものを含むと解される。 しかし、 事 由 の出所から新規性喪失事由 は無視される、 実施またはその他の方法により(連合王国またはそれ以外の地域に 九七八年の欧州特許条約と特許協力条約の成立により、 などの解釈・ が無節操に作り出されるおそれがある。 運用がなされた。 ごと規定した。 条約 もつ、 そこで、 加盟 「発明のほ とも、 か 玉 イギリスの当業者 か は 新規性喪失 各国国 新規性喪失事 この文言どお 場合の技術水 わらず) 内法 当 該 事 を 由

を失っ⁽³¹⁾。 <u>の</u> を有することになった。(32) なった。 件で新規性喪失事由となってい 同等に評価される場合にのみ新規性喪失事由となり、 また、 九七七年法の新規性概念は、 特許法の当初の目的 したがって、 つまり、 当業者が先行技術を観察または分析することにより当該発明を発見ないし実施できるか 秘密に実施していた場合には、 は発明の た30 発明の実施を奨励する機能ではなく、 し かし、 国内製造業への導入であったため、 現行の一 特許を取得される可能性が生じた。 実施が刊行物と区別された独立の新規性喪失事由として 九七七年法では、 発明を公開させ発明の情報源 単に実施しているだけでなく、 秘密に実施されていた場合でも、 かくして、 現行 を拡大する機能 実施 0) が イ が 定 基準と の意義 刊行 リス 0 要 と

これに対して、 た、 発明が刊行され 現行法はその形態に たことは 通常文書で証明され かかわらず公衆に利用可 たが、 実施 の場合は実施が 能である場合には新規性を喪失することを認 行 わ れたことを証 明 でする必 要 かゞ め あ T

い る³³

2 ドイツ法

富にすることにならないという考慮に基づいている。 され現代の通信手段により専門家に知られうる状態になった技術思想に排他的独占権を付与しても、もはや技術を豊 的新規性を採用した。これは、技術を豊富にする発明にのみ特許権という報酬が与えられるべきところ、すでに公表 九七八年の欧州特許条約と特許協力条約の成立により、ドイツ特許法も一九七八年一月一日の改正において絶対

場合、新規性を喪失する日時は、閲覧に供した時点と解されている。(※) ついては、実際に知られていることの証明ではなく、不特定人が知ることができる状態であるかが重要である。この(④) ある場合には、その技術的な製作方法とは無関係に、「刊行物」とみなされた。そして、刊行物が公にされているかにの場合には、その技術的な製作方法とは無関係に、「刊行物」とみなされた。そして、刊行物が公にされているかに 複製により製作されたわけではない文書(特に特許明細書)も、 同様に、刊行物には、タイプライターのコピー、写真、映画、 規定していた。外国の刊行物も国内の刊行物と同視され、新規性喪失事由となっていた。そして、わが国の裁判例と(⑶) öffentlichen Druckschriften) において既に記載されているか、または国内において公然と実施されている場合であっ て、そのため他の専門家による実施が可能であると認められるときには、当該発明は新規であるとみなされない。」と 一九三六年法、一九六八年法の二条第一文は、「発明が、出願日に、最近百年間のうちに公にされた刊行物 (in 要求に応じていつでも公衆へ複製・頒布しうる状態で マイクロフィルム等も含まれていた。また、 判例上、

表され、 公に知られることが重要である。公然の実施 (Offenkundige Vorbenutzung) とは、実施行為により、 公然の実施を国内に限定したのは、外国の事由を知ることが困難であり、特にその立証が困難であったからである。 外国における実施行為が国内で知られたことは重要ではなく、むしろ国内での実施行為自体により発明思想が かつ秘密保持義務を有しない第三者が知識を獲得できる状態にあることをさす。公然の概念も現行ドイツ法 発明の本質が公

を獲得する機会を広げることになるからである。 保持義務がない場合に新規性を喪失するのは、 に 必要ではなく、 おけ る「公衆に利 実施(|用可能である」という概念とほぼ同義であり、 の対象から知識を獲得できる可能性で足りる。 権利者が発明の知識を明かすことにより、 また、 他の 専 発明の実施がなされた直接の相手方 門家が実施から実際に知識を得ることまで 不特定の第三者が当該知識 に秘密

なり、 れてい れる。 報を拡大し公衆に利用可能である、 Kenntnisse) を含む。」と規定している。 願日以前に、 (2)のようにみると、公にされた刊行物と国内における実施の解釈は、 るという限定を放棄し、外国における実施行為も考慮している。 もっとも、 飛躍的に拡大した。 一九七八年に改正された特許法三条一項は、「発明が技術水準に属さない場合は、 文書または口頭の表現、 BGH GRUR 1993,466,468-Reprint-Versendung は、 すなわち、 という点にまで緩められており、 刊行物 (Druckschrift)において公表されているという限定や百年以内に刊行さ 実施またはその他の方法により公衆に利用可能となった、 この改正により特許法上の技術水準は 両者に実質上の差異はなくなっていたと考えら また、 刊行物と国内における実施を区別してい 判例により、 利用可能といえるためには、 時間 当該発明の技術思想に関 空間 新規である。 ・表現媒体の限定がなく 全ての知識 技術水準は、 第三者で する情 出

3 欧州特許庁の運用

客観的可能性が必要であり、

ある専門家が当該発明

の本質を認識し当該技術思想を実施できるように、

新規性喪失事由に関する知識を獲得できる

実際に知識を獲得したことは不要である。

る。 する利用可能性という基準を採用している。 以上のように欧州各国が 特に欧 州特許条約は、 原則として、 世界公知に移行した大きな要因 出願、 から特許付与までを規律している。両者とも、 は 欧州特許条約 (EPC)、 特許協力条約 (PCT) の成立 以下のように、 公衆に対 であ

ある (絶対的新規性)。 般公衆でもよく、時間的な制限もない。これは、 の開示形態が口頭でもよく、また、 衆に利用可能となった (made available to the public) すべてのものを含む」、と規定する。つまり、 を否定されない強い特許であるべきであるという観点から、欧州特許条約上の新規性概念に限定を付さなかったので 規定する。そして、五四条二項は、「技術水準は書面または口頭による発明の説明、 欧州特許条約 (EPC) 五四条一項は、 したがって、インターネット上に公開された技術も規定上は新規性喪失事由となる。 その地域は世界中の情報を含み(世界公知)、公知の対象者は当業者だけでなく一 ある発明が技術水準 (the state of the art) に属さない場合は新規性を有する旨 欧州特許は、 適法に付与された後はいかなる締約国に 実施またはその他の方法により公 技術水準は、そ おいても効力

sition Procedure) (Part D) において新規性喪失事由を取り扱っている。 許庁における審査のためのガイドライン (Guidelines for examination in the European Patent Office) は、 査 法も考慮してい トの文書を念頭においているのに対して、後者は、文書以外の口頭の表現(oral description)や実施(use)その他の方 のための指針 (Guidelines for Substantive Examination) (Part C) と、 もっとも、 いつ、 しつ かなる要件で、ある情報が公衆に利用可能であるとされるのかについては争いがある。 前者は、 異議手続のための指針 (Guidance for Oppo-審査官が頻繁に用いるサーチレポー 実質的審 欧州特

限されていない なければならない。特に、後者の実施その他の場合については詳しく指針がかかれている。(6) しても、 になったといえるのは、公衆が文書その他の内容にアクセスしえた場合でかつその内容の頒布が守秘義務により制 前者の実質的審査のための指針も後者の異議手続のための指針も、 日時、 場合である、と定義している。 公衆によりどの程度利用可能となったかを決定するための諸事情 そして、 後者の異議手続においては、 文書・口頭の表現・実施その他が公衆に利用] 実施に関しても口頭の (場所、 形態など) を認定し 表 現 58 に関

能

則としている。 他の手段により公衆が利用可能ものも含まれるが、 特許協力条約に基づく規則33 また、 同規則33 ・ 1 (b) は、 ・ 1 (a) は、 国際調査における関連する先行技術には、 国際調査における先行技術は、 後に書面による開示が必要である、とする。 書面により開示されるものであることを原 口頭による開示、 利用 展示そ

アメリカ法

0

1 立法の変遷

work) は、 訟の抗弁の両方において用いられることになった。 ている発明の出願人に政府が特許を付与できないことを特に規定していなかった。そして、刊行された著作物(public れた著作物(public work)に公表されている旨の抗弁を主張できると規定しているだけで、 から printed publication に変更し、printed publication の概念は、アメリカ特許法においては、 「刊行物」(printed publication) を規定した。一八七○年法は、侵害訴訟における抗弁の要件についても public work アメリカの初期の特許法である一七九三年法は、六条において、(፡፩) 出版された刊行物に限定されていた。一八三六年法は、初めて特許適格性 (patentalibity) の要件として、(ᠪ) 侵害訴訟において被告が、 出願前に書籍に公表され 当該特許発明は刊行さ 特許適格性と侵害訴

2 規 定

り知られてい 現行のアメリカ特許法一〇二条は、「以下の場合を除いて特許が付与される。 る か用 いられているか、 または合衆国ない しは外国において…刊行物 (printed publication) に記載され (a)当該発明が合衆国にお ζį て他者によ

法文上、公知と公用が合衆国の国内の事由に限定され、 他方で刊行物記載は外国の事由まで含んでいる。 このよう

ている場合…」と規定している。

printed という文言は、 に、本章一において検討した欧州とは逆に、アメリカ法の条文の文言はわが国特許法(旧法)と類似している。特に(67) 書籍または出版印刷物の形で作成されたその他の書類に限定されていた。

3 裁判例

の少数の人しかアクセスできない場合やコピーを依頼する手続が重荷である場合には刊行物にあたらない。 がアクセスできる程度に目録が適切でなければ刊行物にあたらないとされ、また、目録に適切に掲載されても、(空) 用可能であれば、 るアクセスの可能性の基準を満たすと解されている。まず、前者について、目録に掲載されてコピーの依頼により利 とってアクセス可能な場合には「刊行物」にあたるとして、「刊行物」概念を以下のように拡張解釈している。 具体的には、目録に掲載されている (indexed or catalogued) か、または実際に頒布されている場合には、公衆によ しかしながら、printed publication という規定の文言にもかかわらず、米国特許審査便覧も米国の判例も、公衆に⑫ (ឱ) 実際に頒布されていなくても、また一部のコピーしかなくても刊行物とみなされる。他方で、(空)

くのコピーを配布しても組織の内部の機密文書は printed publication にあたらないとしている。 後者の実際に頒布されている場合について、In re George, 2 U.S.P.Q.2d 1880(1987)は、どれだけ多

通し公衆がそれを知る蓋然性がないからである。 由は、マイクロフィルムは複製物をつくるための手段にすぎず、マイクロフィルムによる公表だけではそれが広く流 クロフィル われている。 注目すべきは、米国の裁判例においても、わが国の裁判例と同様、マイクロフィルムが「刊行物」にあたるかが争 ムにいれて保存されていた事例で、マイクロフィルムは'printed'にあたらない、と判示していた。その理 In re Tenny, 254F. 2d 619, 117 U.S. P.Q. 348 (C.C.P.A. 1958) は、ドイツの未発行の特許出願がマイ

いれい対して、Philips Elec. & Phamaceutical Industries Corp. v. Thermal & Elec. Industries, Inc., 450 F. 2d

Borst, 345 F. 2d 851, 145 U.S. P. Q. 554 (C. C. P. A. 1965) は、この解釈を否定し、当業者が実施できるほど開示され 頒布した事実がなくても、 考えると、'printed' の意義は、一八三六年に導入された当時の意味と異なり、 ているか否かを基準にすべきである、と判示した。 と考えるべきである、と判示している。そして、外国の特許庁に置かれたマイクロフィルムにつき、 Philips判決を支持し Tenney 判決を制限した。一般論として、複製、データ蓄積、データ検索における技術の発達を て、「頒布された刊行物」にあたると判示した。In re Wyer, 655 F. 2d 221, 210 U.S. P.Q. 790 (C.C. P. A. 1981) も 入れられ、 1164, 171 U.S.P.Q.641 (3rd Cir. 1971) は、マイクロフィルム化されたドイツ特許出願書類が連邦議会図書館に受け 他方、「他者に知られている」の解釈について、 図書館目録にその索引が付されていた場合に、マイクロフィルム内の情報が公衆に利用可能になったとし 頒布のための記録 (records) は維持されていることから公衆のアクセス可能性を肯定した。 当初は実施(use)していることと同義に解釈されていたが、In 頒布の可能性や公衆のアクセス可 実際にコピーを 能 re 性

第四章 インターネット上の情報に関する問題点

問題の所在

に公開された技術を、 以上、 第三章まで、 従来の学説 新規性喪失事由の有無を判断する際どのように考慮するべきかが重要な問題となろう。 判例 出願審査の指針等を検討した。 しかし ながら、 今後は、 インターネット上 さしあ

たり、 当該発明に関する情報が掲載されているホームページのサーバーが日本国内か外国であるかにより場合分けす

ると、以下の問題点が挙げられ

問題となる(本章三4参照)。 上 知られていることが必要であると解した場合に国内公知(旧一号)にあたるかが問題となる。また、インターネット の情報は電子ファイルのみでハードコピーが全くない場合も考えられるため、 日本国内の特許庁のサーバーにおいてインターネット上に特許公報を公開した場合はどうか。特に、旧一号を現に 刊行物記載 (旧三号) にあたるかも

章まで検討した解釈論をふまえて、インターネット上の情報が旧一号、旧三号にあたるかを考察する。 記載のみが「外国において」頒布された刊行物を含み、 所在国にあるかにより情報の開示手段やアクセス しかしながら、インターネットは世界中ネットワークでつながっているため、当該ホームページのサーバーがどこの これに対して、外国におけるインターネット情報については、旧三号が問題となる。というのは、(%) 確かに、旧法は、情報の開示手段により国内の事由に限定されるか外国の事由を含むかで大きな違いを設けてきた。 したがって、インターネット上の情報に関しては、法制度と現実が乖離していたと評価できよう。以下では、第三 (情報伝達) 旧一号の公知は日本国内の事由に限定されているからである。 の容易性の点で大きな差異は存在しないといえる。 旧三号の刊行物

「公知」(旧一号)

となる場合もありうるが、立証が困難な場合も多いであろう。そもそも、 本から当該外国のサイトへのアクセスがどの程度あったかをログ等により立証することにより、 1 外国のサーバーからインターネット上に発明が公開された場合、 日本国内で公然知られたといえるか わが国特許法(明治四二年特許法)が公知 日本国内で公知

(一号) を日 |本国 .内において生じた事由に限定した趣旨は、 世界公知の審査 0 、困難、 日 本国内における産業上の

の保護であった。

は、 サー 逆に日本のサーバ た上に、 インターネット上に発明を公開することが公知となりうるとすると、 区別する合理的理由 わ れる。 公知を日 バーのあるホー かしながら、 インターネット上で公表すれば、 つまり、 本国内に限定することは好ましくない。 インターネットの発達と経済のボーダレス化により、外国で公知のものに関する調査は容易となっ ーにおいて公開されても日本国内において公然知られてい 外国のサーバーにお はない。 ムページとで、 また、 三極合意など各国特許庁間の制度の違いをハーモナイズしようとしている今日で アクセス いて発明が公開されても日本国内において公然知られる可能性はありうるし、 日本国内で公知であるか外国において公知であるかは大きな差がない (情報伝達)の容易性は同等であり、 したがって、 公知 外国 (一号) に外国も含めるべきである。(80) [にサー ない場合もありうる。 ・バーが サー バ あるホームページと、 1 の所在が世界か日本かで したがって、今日、 日本に · と 思

0 明をインターネット上に発見したとしても拒絶理由として引用することは困難であろう。 12 サイ ٢ 評価されうる。 トは 無数にあり、 前述のように、一号の公知を現に知られていることが必要であると解すると、(ミロ) 特に外国 閲覧が のホ ない場合はもちろん、 1 L ~ ージに掲載された技術が日本国内で知られてい ほとんど閲覧 検索が不可能な場合は知られうる状態ですらな ると評価することは困 つまり、 審査官がたまたま当 インター ネットト 難 T該発 な場

2 「公知」の場合の新規性喪失時点

合が多いと考えられる。

載されたことを立証する必要がある。 公知」の場合の新規性喪失時点はアクセス可能となった時点をいう。 そのためには当該発明がサイトに掲載された日時を明記する等の工夫が考えら そして、 当該発明が当該サイトに出 前 に掲

れる。 新規性喪失事由の例外を設ける必要があるとする考え方も存在した。(8) イトに掲載された日時が明示されていない場合やログがない場合も多く、新規性喪失の時点が不明確となりうるため、 もっとも、 現実にはインターネット上のサイトは、 絶えず更新されながら更新履歴がなく、 当該発明が当該サ

三 「頒布された刊行物」(旧三号)

1 何が「刊行物」にあたるか

る。

インターネット上に公開された発明が旧三号の「刊行物」にあたるか否かについては、 以下のような問題が生じう

ある。そして、画像をプリントアウトしたものは「刊行物」にあたる。 行物」にあたらない。 インターネットの画像、 (1)まず、インターネットにおいて、何が「刊行物」にあたるのだろうか。平成一一年改正前の旧法においては、 なぜなら、コピーがなく単に先行技術を見るだけでは第三者は当該発明を実施できない サーバーに蓄積されたデータ、 フロッピーにダウンロ ードしたデジタル情報そのも からで は 刊

は アップがなされているのでこの点は問題がない。もっとも、 いるインターネット公報の場合は、 内の公開原本 付される場合 前述のように、 特許庁内部にせよ複製物(マイクロフィルム等)が存在していた事例であった。 (例えばコピーサービス) も「刊行物」に含まれる。そして**、** (明細書)そのものを「刊行物」と解することはできない。また、前述の昭和六一年最高裁判決の事例 わが国の裁判例によると、 インターネット公報自体が特許登録原簿の複製物といえ、 出版物以外に、原本を公開し、 特許登録原簿は、 複製物が作成されていない場合、 公衆の要求に応じて遅滞なく複製物が交 事実上ほとんど電子化されており、紙 この点、 また原本以外にバック わが国特許庁が考えて 特許庁

ジナ やデ 媒体としての原本が存在しない ータベ ĺν が残っ てい ス は ない 原本の 場合が多い。 みで複製物が 点が従来の判例が前提とする事実と異なっている。 ح れらの場合には、 ないこともありうる。 従来の判例の立場からすると、 また、 頻繁に更新され、 さらに、 インター その 履歴: インター ネッ は 残るも 上上 ネット の情報は「 0 E 0 0) 情報 オリ 刊

行物」にあたらないおそれがある。

像をプリントアウトできる状態にあるので、 される態勢が 交付され (特許明細書) かしながら、 る態勢が あ は、 n ば あ 他 方で、 紙媒体である必要はなく、 れば足りるとする判旨の一 「刊行物」と解しうることになる。 最判昭和 六 年判決 旧法三号の 般論を強調する立場がある。(8) 電子媒体であっても公開されて公衆からの要求に応じて遅滞なく交付 の読み方として、 したがって、 「刊行物」にあたると読むことは可能である。 原本が公開 インター この一 されて公衆からの要求に応じて遅滞 ネッ 般論を推しすすめると、 ト上に公開した時点でいつでも その 原本 なく

では、 とい 接ディスプレ することは意味が 数存在するマイクロフィ そもそもマイクロフィルムの場合は新規性を喪失し、 う区別は不合理である。 インター イに ネット上の電子情報 な 直接映像を移すことで結論が異なることも望ましくない。 V > 86 確 ル か ムであろうが不特定多数に に、 また、 立証や安定性では紙媒体 の方が勝っている。(87) 67 ったん磁気ディスクに複製してからディスプレ 「頒布」されることに変わりは ハードコピーのないオンラインの場合は新規性を喪失し \dot{o} 方が有利であるが、 さらに、 情報 ない イに写し出すの 部の 0) ので、 アクセスの容易性、 み の明細書であろう 複製物の存在を要求 ٤ 原本 即 が な 時 5 複 直

術をインターネット上に公開した時点で、 上 に載って このように考えると、 る場合やデ 紙媒体 1 タベ が 1 ス あらゆる段階で不要となり、 0 場 る合も いつでも画像をプリントアウトできる状態にあるので、 「頒布され た刊行物」 原本としての電子 に あたると解 情報のみがインター すべきことになる。 刊行物を頒 そして、 ネット 0 当 サイト ī該技

ことになる。

この点、たとえば、特許庁や一定の学術団体のサイトに公開された情報は安定性・明確性を有する。これに対して、 媒体に比してデジタル化されかつオープンであるため、サーバー→インターネット→端末の各過程で改変のおそれが りうる。このように、 合、端末から実際にプリントアウトしたことの立証やその日時がいつであるかについて立証が困難な場合が生じよう。 難な場合がありうる。また、前述のように最判昭和六一年判決においてマイクロフィルムを刊行物である理解した場 ある。つまり、インターネットの場合、サイトにのせられた発明と端末の映像にあらわれた発明の同一性の立証が困 求める立場にたつと、「頒布された刊行物」にあたるといえるためには、先行技術としての特許情報を従来の印刷物と インターネットのサイトは無限に存在し、改変のおそれや日時が信頼にあたいするか(ログがない場合)が問題とな 同程度に改変しにくく明確に伝達しうること、という要件を満たすことが必要である。インターネット上の情報は紙 (2)これに対して、 内容や公開日時の真正についても立証が困難な場合が考えられる。 前述のように、 刊行物記載を新規性喪失事由とする根拠を、 改変が困難である点 (安定性)

- どのような行為が「頒布」にあたるか

に、 となるおそれがある。 の場合、「刊行物」 ット上で特許公報を公開する場合(その他特許電子図書館など)、ハードコピーが全く存在しない場合が生じうる。 刊行物では、 旧三号の刊行物記載の場合、新規性喪失時点が「頒布時」で比較的明確であり(図書館受け入れ時等)、証拠 (日時等)も一号の公知に比べると高い場合が多い。ところが、将来ベーパーレス化により特許庁のインターネ 注文を受けて刊行物を製作し頒布するか、見込み生産で刊行物を頒布するという順序をたどる。 が何であるか、「頒布」が何かにより新規性喪失時点が異なりうるため、 インターネット上の情報は、公衆がアクセスし、公衆が端末でダウンロードしてプリントアウ 新規性喪失時点が不明確 の信

時 る。 スイ の日であるとすると、 0 1 前 自 頒 するとい に 特に、 布 掲 由 ッチを切っ お な閲覧に供さ V 0) 昭 の定義 てアクセス う順序で伝達される。 和 前 掲 Ŧi. 五年 は た段階-の 最 判決、 判例 n 判昭和六一 閲覧が一 インターネット公報の場合、 →ダウンロ の か 昭 つ 和六一 その 般論によれば、 可能であり、 年)複写物; もしプリントアウトしたものが 判決 ド 年判決)。 し 0 た段階 理解の仕方によって刊行物頒布 が公衆からの要求に即応 L J 現実に複製物を入手することまでは不要で、 つでも公衆自ら刊行物を製作できる状態に つまり、 →刊行物を作った段階) 外国においてインターネット上に当該情報をアップロ 最判昭和六一 して遅滞なく交付される態勢が整 年判決の 刊行物」 の日が変わってくる可能性 により新規性喪失時点が変動 だとすると、 事例におい て特許明 なったと評価できる。 原本自体 第三者の行 細 書等 が が公開されて公衆 つ である。 為 7 するようにみえ 0) V (映 ド 原 n 本 ば足りる 像を見て 方で、 0 た日 頒 布

衆によって利 外国 も三号前段の場合 クアップの有無 に のように考えると、 れに対して、最判昭和六一 おい てバックアップなど複製物を生成した日時が頒布された日にあたる。 用可 12 能となった日」が新規性喪失日にあたると解される。 より頒布された日 (「頒布された刊行物」) インターネット上に公開 年判決の事例においてマイクロフィル が異なることになり不適当である。 も公衆によって利用可能となった日を新規 した日時が、 出願日以前であったことをどう立証する ムなど外国における刊行物の発行日だとす しかも、 したがって、三号後段とのバランスから 平成一 しかしながら、 性喪失日と解すべきであ 年改正後の三号後段では「公 この立場だと、 か 技 術 9 る と、 89 面 2 7 ッ ŧ

該発明がオンライン公報や外国のサイトに掲載され 含めて)、改ざんされていないことをどう立証するか 膨大な数であり、 おい て新規性喪失の例外を具体化する必要があろう。 頻繁に更新され て 11 なが ら更新履 た日時 が問題である。 歴 0) を特許庁 ない 証拠の信憑性についても、 ₺ 0) が立証する必 印刷物であれば、 も多い ため、 一要が 特許 ある。 発行日等を基準とできるが、 法の 更新履 規定まれ インタ 1 歴 たは が残され ネット 出 願 È 審 7 0 査 13 0 サ Ź 当 る 運

用

指

対等に

1

は

ものの当初のオリジナルがない場合もある。

電子的資料の引用に関する日米欧の三極特許庁間のプロジェクト14・6gは、電子的形態のみによる文書が電子的資料の引用に関する日米欧の三極特許庁間のプロジェクト14・6g 3 三極プロジェクトとアメリカ特許商標庁の運用―「インターネットの利用に関する方針」 「印刷

日が不明確で確定が困難な場合があることや、 時についても、 された刊行物 (printed publication)」にあたることの困難性を指摘している。 公衆によるアクセスが可能である日時を基準とするが、 証拠の信憑性も著者・システム責任者に依存せざるをえないなどの問 印刷された文書と異なり、 。また、 オリジナルのない電子的文書の日 印刷発行日や著作

おけるインターネットの利用についての指針を与えることを意図したものである。 ントを募り、一九九九年六月二一日に最終案をまとめた。この方針は、アメリカ特許商標庁の職員にその公式業務に(ਖ਼) アメリカ特許商標庁 (USPTO) は、一九九八年一〇月二六日に「インターネットの利用に関する方針」に関するコメ 題点がある。

の文書はそれがオリジナルの刊行物とみなされる。 に限定され、 わせに関するセキュリティの問題が解決されていないので、 されていない場合も原則として printed publication にあたるとしている。 但し、 無権限の個人によるサーチの問い合 ット上の情報がオリジナルでない場合、 アメリカ特許商標庁の立場は、 特定の出願に向けられた専有情報を開示するようなサーチは許されない。また、(%) ウェッブサイト上に発明に関する情報がアップロードされているがプリントアウト オリジナルのコピーを入手するよう努めるべきである。なお、電子形態のみ 審査官によるサーチ項目は技術の一般的状態(公知技術) サーチしたインターネ

メリカ特許法における新規性喪失要件は現在のところ改正されていない。 このようにアメリカ特許商標庁は、 刊行物概念を極端に緩めた運用を前提としており、 わが国特許法と異なり、

ア

ても

4 わ が 围 のインターネット公報における問題点

公報の発行にあたるかが問題となる。この点、 条文上は、 特許庁へのウェッブサイト上に特許公報へ 第三者からのアクセスの有無により「発行」の有無を委ねることは不 の掲載事項をアップロ ードすることが、 九三条にいう特許

安定となるため、「発行」にあたると解すべきであろう。

ター ピー しての原本のみが存在し、 いう要件はみたしている。 イン公報の閲覧におい 現在、 ネット上の情報についても同じ問題が生じる。 が存在しない点は、 わが国の特許公報は紙媒体または CD-ROM であり、 ては、 従来の判例の前提と異なる点である。 電子情報の複製物すら全く存在していない もっとも、 特許庁内のサーバーに蓄積された原本そのものを閲覧することになり、 特許登録原簿は、 事実上ほとんど電子化されており、 特許登録原簿の複製物であるので、 特に、 点が問題となる。 特許庁のペーパーレスシステムの場合、 これは、データベースやイン 紙媒体としてのハ 刊行物が存在すると 電子ファイルと オンラ 1 ドコ

はできない。 ま た、 「刊行物」にあたると解される。 技術的 もっとも、 に 発明に関するデー ブラウザーのコピー機能により一部は複製物を作成できるため、従来の裁判例の立場によっ タを大量にダウンロ] F した後に、 先行技術と当該発明を自由に対比すること

第五章 改正法の解釈・運用と問題点

一 平成一一年改正

平成一〇年一二月一四日、 工業所有権審議会において「特許法等の改正に関する答申」が取りまとめられた。この

答申に基づき、平成一一年二月五日「特許法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されるとともに、同日国会に提 出された。この法律は平成一一年五月七日に国会で成立し、五月一四日に法律第四一号として公布された。

九九九年特許法の一部を改正する法律案では、二九条一項は以下のように改正されている(傍線部が改正部分)。

||号「特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明|

号「特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明」

三号「特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公

衆に利用可能となった発明」

の博士論文等の場合には不都合である。 許明細書自体を三号の刊行物記載に含めるという立法もありえた。しかしながら、先行技術として原本が明細書以外 が刊行物に含まれないがために提起された問題であった。したがって、昭和四一年改正において試みられたように特 では、 改正の前後でどう異なるか。 前述の一連の裁判例において提起された問題はそもそも特許明細書という原本

今日では以上の紙媒体に限られた問題ではなく、電子メール、データベース、インターネットの普及により、公開

場合は、 n は された発明に関する情報は、 1 一九条一項三号に 新規性喪失事由について再検討を迫られた。 三号の刊行物概念に電子媒体を広げたほか、一号の公知、二号の公用についても外国を含むことになった。 V その頒 ス化 計 布をもって新規性喪失事由となるが、 画 の 「又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明」 環として、 「刊行物」 インタ の形態に限らず容易に頒布・流通されることになった。 ーネットによる特許公報、 かくして、 インターネット情報では、 前述のとおり、 特許電子図書館創設 わが国特許法も平成一一 が 公衆にアクセス可能な状態としたこ 付け加えられた。 0 動 きもあ また、 年に法改正 ŋ 文言上は刊行 特許 わ 庁によるペ が 玉 かゞ 特 また、 許 なさ 物 0 法

インター ネ ッ ト等の情報の先行技術としての取 ij 扱 い運用指針

とをもって新規性喪失事由となる。

特許庁は、 その中で、 平成一一年一二月一〇日に 二九条一項三号の改正部分につい 「インター ネット 等の)情報 の先行技術とし ての取り扱い 運用 指 を公表

て解説が

なされ

7

L.V

者が であるものとしている。 報の存在を公衆が知りうる状態にあるも 事実を必要としない。 公衆に利用可能」とは、 特定の団 体 の構成員に限定されてい 公衆に利用可能な情報の例として、 しかしながら、 不特定の者が見うるような状態におかれることをさし、 アドレスが公開されてい Ŏ, るもの、 パ スワードを入力するか料金を支払うのみで不特定の者が 情報 0) 内容に暗号が付され 検索サーチエンジンで登録され検索可能であるも ない もの、 社内システムなど情報にアクセ ているもの、 現実に誰かがアクセスしたとい 短時間 0 み公開され アクセ ス可 0) たもの ス 口 能 情 う 能 な

のように、 公衆に利用可能な場合を、 不特定の者が検索可能な刊行物と同等のインターネット ·情報 (ホ 1 ムペ]

Ų

ては、

公衆に利用可

能とは

CJ

えない

とし

てい

る。

ジ、商用データベース、メーリングリスト等)に限定している。

関)については問い合わせ先も明確であるので、掲載日時に掲載されたものと推認して引用する。(※) について以下のように対応している。つまり、公衆に利用可能となった時点が出願前か否かについても、引用しよう とする電子的技術情報に表示されている日時と内容についての疑義が低いホームページ(出版社、 引用しようとする電子技術情報について、表示されている掲載日時や内容が改変されていないかという問題 学術機関、 公的機

られる。 れ以外のものについては原則として新規性喪失事由として考慮しないと考えられる。 このように研究者が自己の研究成果を早期にインターネット上で公表する場合を主として念頭においていると考え 以上の運用指針は、 日時や内容の真正が一定程度定型的に担保されるものに限定している。 したがって、こ

ついては、 また、以上は特許庁の示した運用指針であり、侵害訴訟におけるインターネット上の情報の証拠能力や証拠価値に より柔軟な判断がなされる可能性がある。

三 欧州の立法 (世界公知) との比較

の趣旨は明らかではない。そこで、 書かれている。 また、三号における「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明」という文言は、 これは、 外国のインターネット情報をも範囲に含めたためである。 前述の欧州における立法・解釈と対比してみよう。 もっとも条文の文言のみでは改正 刊行物記載と並 一列して

例もどの程度秘密である場合に当該要件を満たすかについて判断は分かれている。したがって、インターネット上の が普及する前に欧州特許条約に即して各国が採用したものであり、 前述のように、 欧州のドイツ、イギリスの特許法における「公衆への利用可能性」という文言は、 電子情報を念頭においていない。 また、 インター 欧州 ネット の 判

より変わる可

許庁が共同でサ 泡沫サイ なることは望ま 0) 解釈 運 トに公開され 用に ーチするなど特許情報の共同利用 委 しく へねられる な V 2 106 た発明まで含 0 る。 実際、 欧 むか、 州 の基準 クロ は 1 の動きが進展しつつある今日では、 ズドな電子メ 般条項的であり広く解釈される可能性もある。 1 ル も含む かなど、 その具体的 各国で新規性の具体的は 解釈は、 Ł っ とも、 今後、 基 準 特許庁 極 が 異 特

明示し、 性の 二九条一 査 は をつけ加 するのではなく、 知ってい 指 では、 号に 年の改正も、 針 あるあらゆる場合を含むわけでは は 項は、 えて 詳しく定めら お ることまで必要とする厳格な解釈は、 かつこの場合の 欧州とわが国ではどのように異なるか。 Ų 能性が て現 € √ る^{106a} 一号、二号、 E 限定列挙された一号、二号の各号を外国まで拡大し、 欧州のように一号、 ある。 知ら したがって、 れて 審 n 査 7 41 三号と個々に具体的な規定を置いてい な 61 0 ため 6/7 ることまで必要とする厳格な解釈論を採用す 今回 の指針が詳しく定められている(第三章一3参照)。 さらに、 二号、三号を例示列挙した上で、 ない。 の改正で一号、 特に、 新規性喪失の日時 号、 これは、 欧州特許条約では文書以外の 二号、 二号にお わが 三号が具体的な場合を異にすることを前提とする。 玉 も厳密には 44 て外国 の平成一一 る。 現に、 公衆に利用可能な場合という一 0 かつ、一 事 する余地があ 号、 年 由 わが まで含めたとしても、 改正の趣旨とも関わる。 二号、 号の厳格解釈を前提に別途三号後段 |頭の表現も技術水準に含むことを 国特許法二九条一 これに対して、 三号のどの事 る上に、 文書以: 公衆 項一号を現 由 外 まず、 にあ 般条項を規定 わ の場 が 0 利 たる 玉 特許 合 用 わ 実に 可 平 が か の 成 法 能 玉

てい 行物記載) る。 か なが そして、旧一号(公知)を知られうる状態であれば足りると解釈すれば、 を 6 「その複写物が公衆からの要求に応じて遅滞なく交付される態勢が整っている」ことで足りると解釈 他 方で、 既述 のように、 最判昭 和 五 五 年判決、 最判昭 和 万 年判 決 一号、二号、三号前段は、 は、 般 論 であるが、 旧 三号 実質 刊

きであろう。 ^(図) 他の開示方法を特に区別することなく、これらの上位概念としてあらゆる知識・情報を新規性喪失事由として考慮し 要であり、 と考えるべきであろう。 ている。 類似していた一九七八年改正前のドイツ法においても(第三章一2⑴)、公知の概念は実際に知識をえることまでは不 を刊行物記載と別個に規定している点でわが国と類似の規定を有するアメリカ法においても(第三章二3)、 報は載せられている情報は同じであり、 異ならないことになる。また、三号前段と三号後段を日時等も含めて同等に解する方が、刊行物とインターネット情 したがって、公知は、公然知られうる状態にあれば足り、現実に知られたことまでは不要であると解釈すべ 知られうる状態で足りると解釈されている。ドイツにおける一九七八年改正においても文書、実施、 したがって、 わが国の平成一一年改正の趣旨も公衆に利用可能となった全ての情報を含む 媒体が電子媒体か紙で異なるだけであるという実態にも即する。 (世界公知) 公知の わが国と その

四 残された問題

残っていると考えられる。

本章三でみたとおり、平成一一年改正の趣旨が不明確な部分があることを反映して、改正後も以下のような問題が

解釈問題として残る。そこで、平成一一年に改正された部分が確認規定か創設規定かを確定することは、 解釈上意味がある。そして、改正部分が確認規定か創設規定かを判断するには、 ٧J 律施行(平成一二年一月一日から)の際現に特許庁に係属している発明の新規性の要件は、 る。しかし、インターネット上に公開された発明が引用例としてだされた裁判例が旧法においては存在しないため、 経過規定として、 特許法等の一部を改正する法律(平成一一年 五月一四日法律第四一号) 従来の裁判例により従来の解釈を確 従前の例によるとされて 附則二条一項で、法 経過規定の

定する必要がある(本章三参照)。

従前のものについて していると考えられる。 能となった発明」とし、 三号について、 平成 「刊行物」 一一年改正は、 また、 頒布される刊行物とは別個に、 頒布の前提である複製や発行を要件とせず、 と解釈できない。 「頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可 公衆の利用可能性を規定しているため、 利用可能性で足りるとしている。 公知概念の延長と解 よって、

ある。 る媒体 規定においても従前でも となった発明)」であった場合には、 これに対して、 が電子媒体か紙であるかの違いにすぎないと理解すれば、 立法の仕方が 「刊行物」 「頒布された刊行物に記載された発明 であると解釈できる。 インターネット等の場合は刊行物の もっとも、 従前のものについても 平 (または電気通信回線を通じて公衆に利用 成一 確認規定のようによめる。 年改正のもとにおい 「刊行物」 と解釈する余地が ても、 したが つ 情 報 を載 経過 可能 Û

のような場合をさすのかが明らかでない 2. また、 平成一一年改正において、 ため、 三号にいう 特許庁の今後の解釈・ 「電気通信回線を通じて公衆に利用可 運用に委ねられ いる。 能となった」 は具体的

インター たとえば、 ネット上の暗号技術が先行技術に含まれるか否かについても争い 商用デー タベ ースと異なり、 原本が なくウェブサイト上 にの が み 載 つ 7 Ĺζ る場合はどうか。 また、

メ わ る者に開示したにすぎない場合と同視して新規性喪失事由にあたらないという考え方もあろう。 れる。 1 また、 ル を複数人に送付すれば足りるの 「公衆」の意義が不明確である。 かし ながら、 ク 口 Ì ズドなメーリングリスト、 か が問題となる。 これはインターネット上のサイトで公開されることを念頭にお 特に、 ク 口 クロ ・ズド なネットワ ズドなネットワー 1 クは含まれ クでは、 るの しかしながら、 秘密保持義務を有す か、 さらに V) ていると思 個人 電子

間 ランスである。そして、 .の通信と公衆への放送の境界があいまいになっており、メールサーバーを使うと公知でなくなるというのはアンバ メールの相手方に情報が拡大する機会が生じたといえる以上、新規性喪失事由にあたると解

しうる。

審判、 なされることが大部分であろう。 の立証も、 今後具体化されるであろうが、一号、二号、三号前段、三号後段のどれにあたるかで、立証の程度やアクセス可能時 号を区別していると考えられる。したがって、一号、二号は現実に第三者に知られたり、現実に発明が実施すること 日時などが異なるのかが問題となろう。また以上のような解釈を前提とすれば、 において現実に知られたり実施されていることを立証することは困難な場合も多いであろう。また、特許庁の審査 まで立証することを前提としていると考えられる。そうだとすると、一号、二号を外国にまで広げたとしても、 異なってよいかが問題となる。平成一一年改正は、 号、二号、三号の区別を維持しつつ、一号と二号を外国にまで広げているため、文言上はあくまで一号、二号、三 さらに、一号、二号、三号前段・後段の各事由において、必要とされる立証の程度や基準日における取扱いが 審決取消訴訟では、 一号より三号前段の刊行物記載の方が容易であり確実である。 日時や情報の内容の真正について侵害訴訟の場面より厳格に立証を要求し、 したがって、三号前段の刊行物記載の意義は依然として大きいと考えられる。 欧州のように「公衆への利用可能性」という一般条項を設けず、 新規性を喪失した時点(日時など) 証拠も書証で 外国

利用可能となった日

した日か

マイクロフ

ィルム等の刊行物が備えられた日であるのかが争いがある。

刊行物記載(三号前段)については、

更に、

電気通信回線を通じて公衆に

明細書等の原本を公開

(二 号)

ログ等の証拠が残って

日時に関しては以下のような問題が生じよう。公知

(三号後段)はインターネット上にアップロードした日と考えられるが、

が現実に知った日か知りうる日であるかが争いがある。

新法が旧法の解釈の相違を解消していないとすると、

19 -3•4—354(香法 2000) あ

たると解する余地がある。

口

グラムのコードを文字のようにとらえると三号に、

プログラムという製品が情報であるとすると一号または二号に

いるかが問題となろう。

にあたるか三号後段にあたるか うる状態であることを立証すれば足りるとした規定と解されている。(运) では、 媒体が電子媒体か紙で異なるだけと把握すれば、三号前段と三号後段で取扱いを異にする合理的理由もない。 ことで足りるとして緩められている。また、 が付与されることになる。 (≌) とした判決例が存在した。 号後段は、 ように、 ながら、 ともと区別 か 当該発明前にアメリカ合衆国において操業 しながら、 マイクロフィル 当該実施例を紹介した雑誌記事の頒布日が本願発明の優先権主張日の後であったことから新規性を失わ が困難であった。 号にお 前述のように、 いて現実に当該発明を知った場合まで立証しなくても、 ム等の判例により 実際、 つまり、 他方、 不明確である。 実態として一号、 解釈論上も一号・二号と三号前段の区別は不明確となっている。 一号・二号と三号前段で区別する必要性も小さい。 欧州でも米でも特許権が付与されないにもかかわらず、 「刊行物」概念が、 刊行物とインターネット上の情報では載せられている情報は同じであ たとえば、 (実施)し、外国で公知・公用であることを認定しえた事案であ 二号、 サイトに掲載されたコンピュータ・プログラムの場合、 三号の区別はつかなくなっている。 申請があればいつでも複製物を配布できる態勢である さらにインターネット上の情報は、 インターネット上に掲載され公然知られ たとえば、平成一一 日本におい まず、 すなわち、 てのみ特許 号と二号は 号の公知 年改正前 特に三 前述 な ŋ 0 n 権

したがって、 立証の程度や日時についても一号、二号、三号前段・後段をできるだけ近づけて解釈すべきであろう。

終章 結 語

ターネット上の情報に関する旧法における問題点と、平成一一年改正後の現行法における問題点を指摘した。 わが国の旧法における新規性喪失事由に関する解釈論を整理した後、外国法における議論を検討し、

別個に三号後段を規定している。また、 旧法における解釈論では、一号を厳格に解釈するものがあり、改正法も、一号、二号、三号を書き分け、一号とは 欧州各国の規定や、 欧州特許庁の実務の運用においては、 刊行物とそれ以外

の新規性喪失事由で取り扱いを分けている。

時として、一号、二号、三号における差異をできるだけ解消する方向で解釈・運用すべきである。また、「電気通信 場合についても、今後、特許庁の運用や裁判例の積み重ねにより具体化していく必要があると思われる。 線を通じて公衆に利用可能となった」という文言の意義内容や、インターネット上の情報が新規性喪失の例外となる じ規定を有するアメリカ法も、公知と刊行物の意義を緩く解釈している。さらに、 ンターネット上の技術情報について、公衆にとってアクセス可能であるかという基準を採用している。したがって、 一号、二号、三号について公衆に利用可能であるか否かにより判断し、新規性喪失日時も公衆に利用可能となった日 しかしながら、旧法においても三号の刊行物の概念は緩く解されてきた。また、 欧州各国法も、 わが国の改正法の三号後段は、イ わが国の旧法と同

 $\widehat{1}$ 項における各号数を特にさす場合には、旧一号、旧二号、旧三号と表記する。平成一一年改正 (法律第四一号) 後を含めて一般に 条数のみの場合はわが国の特許法をさす。また、 平成一一年改正前の昭和三四年法 (法律第一二一号) (旧法) 二九条

- $\widehat{\underline{2}}$ は、 光石士郎・特許法詳説(一九七六年)一四二頁、紋谷暢男編・注釈特許法(一九八六年)七四頁。 号、二号、三号と表記する。 なお、 実用新案法三条一項、 意匠法三条一項においてもほぼ同様の改正が行わ
- 3 発言〕。なお、二号の公用と一号の公知は区別が困難であることにつき、 念頭においている。 中山信弘・工業所有権法上(一九九八年)一二一頁。内田護文・兼子一ほか・特許法セミナー(1)(一九六九年)二七五頁 中山前掲書一二三頁。もっとも、 この争いは意匠の事例を 〔原
- 4 四月二三日無体裁集一一巻一号二八一頁〔サンドペーパー事件〕。 豊崎光衛・工業所有権法(一九八〇年)一五七頁、 吉藤幸朔·熊谷健 補訂特許法概説 (第一三版) 七八頁。 東京高判昭和五四年
- (5) 中山·前掲書注(3) 一二三頁。
- $\widehat{\underline{6}}$ 取得すれば日本企業が優位にたつため、 中山・前掲書注(3)五一頁。もっともこの外国企業によるわが国の国内産業への圧迫は偶然的なもので、 国内公知が一概にどのような効果が生じるかは不明である。中山・前掲書注(3)─二○頁。 逆に日本企業が特許を
- (7) 中山・前掲書注(3)五一頁。豊崎・前掲書注(4)一五七頁。
- 8 |礎的な発明について外国企業に特許権を取得されるおそれがあると危惧していた。 豊崎・前掲書注(4)一五七頁。特に、外国に比べて立ち後れている国内産業では、 外国においてのみ公知・公用の場合があり、
- (9) 豊崎・前掲書注(4) 一五七頁。
- $\widehat{10}$ 以上、詳しくは、 織田季明・石川義雄・増訂新特許法詳解 (一九六八年) 九三一九五頁参照。
- (11) 工業所有権審議会企画小委員報告書(平成一○年一一月)。
- (12) 中山・前掲書注(3)一二四頁。
- (1) 中山・前掲書注(3)一二四頁。吉藤・熊谷・前掲書注(4)八〇一八一頁。
- (11) 青木康・荒垣恒輝・新版特許手続法(一九八一年)一八六頁。
- (15) 玉井克哉・判批法協一○五巻三号三八六頁。
- 16 ある。但し、侵害訴訟において原告の発明が刊行物に記載された発明に該当する場合に実施例に限定し非侵害の結論を導いたものと して、大阪地判昭和六一年六月一七日判時一二〇六号一〇六頁〔観音開き式扉保持装置事件〕がある。 特許法上の新規性喪失事由が争われるのは、主に、特許庁が特許出願を拒絶する場合と、無効審判請求で第三者が主張する場合で この判例では、 明細書全文を

撮影したマイクロフィルムが特許庁資料館に備え付けられて公衆が閲覧、複写して内容をみることができる状態の場合に刊行物に あたるとした

- 17 質のものではないから「刊行物」にあたらないとした。但し、一通の複写物でも刊行物にあたるとしている。東京高判昭和五八年七 写物の交付が認められるだけでは、明細書原本が頒布された刊行物になったとはいえないとした。 月二一日無体裁集一五巻二号五九八頁〔第一次箱尺事件〕も、原本が公開され、請求により引用例の発明を記載した明細書原本の複 書(原本)は、その写しが他に頒布されることはあっても、原本そのものはベルギー特許庁に終始備え置かれるもので頒布される性 東京高判昭和五三年一〇月三〇日無体裁集一〇巻二号四九九頁〔ベルギー特許明細書原本判決〕は、公開されたベルギー特許明細
- $\widehat{18}$ るが、明細書原本自体は刊行物にあたらないと判示していた。 前掲東京高判昭和五八年判決〔第一次箱尺事件〕は、最判昭和六一年判決〔第二次箱尺事件上告審〕と同じ発明に関する事案であ
- <u>19</u> 玉井・判批前掲注(15)、増井和夫・田村善之・特許判例ガイド(一九九五年)二四頁
- $\widehat{20}$ 東京高判昭和六〇年一〇月二三日無体裁判集一七巻三号五〇六頁〔第二次箱尺事件第二審〕。
- り公開することを目的として作成されれば足りるとしている。 は、原本自体が公衆に対して頒布により公開することを目的として作成される必要はなく、複製されたものが公衆に対して頒布によ もっとも、現実に複製物が交付された事例であるが、東京高判平成五年七月二九日知的裁集二五巻二号四三九頁〔クロス論文事件〕
- (22) 中山信弘・特許判例百選 (二版) 五一頁。
- $\widehat{23}$ 中山・判批前掲注(22)五一頁。つまり、実際の刊行物の成立と刊行物が頒布された日は別であると解している。
- 新ヨーロッパ特許体系(一九八○年)三二−三三頁参照 豊崎光衛・中山信弘監修・ラダス国際工業所有権法第一巻(一九八○年)二五六─二六二頁参照。R・ジンガー著・桑田三郎訳
- (25) 一九七三年にミュンヘンで調印され、一九七七年に発効している。
- (26) 一九七〇年にワシントンで調印され、一九七八年に発効している。
- para 3-04, 3-05, 5-11. (以下、Cornish, Intellectual Property として引用する)。たとえば、一九四九年法 (Patent Act 1949(c.87)) の七条二項、三二条一項(e)、一〇一条一項の "publication" を参照。 W. R. Cornish, Intellectual Property: patents, copyright, trade marks and allied rights, 4th ed., Sweet & Maxwell 1999,

- (%) Patent Act 1977 c. 37
- nish, Intellectual Property, para .5-13)。但し、少なくとも特許明細書の内容は技術水準となる Cornish, Intellectual Property, para. 5-11. また、当該事由からの情報の利用可能性が極めて限定されていれば無視される(Cor-
- $\widehat{30}$ 一九四九年法の三二条一項のと回参照。Cornish, Intellectual Property, para .5-06.
- (云) Terrell on the Law of Patents (14th ed.), para .5.21.
- (3) Cornish, Intellectual Property, para 5-07.
- (3) Cornish, Intellectual Property, para 5-12.
- $\widehat{34}$ Patentgesetz と略する)。Bernhart/Krasser, Lehrbuch des Patentrechts, S.152f Hubmann·Götting, Gewerblicher Rechtsschutz, 6 Aufl., S. 125.; Busse, Patentgesetz, 5 Aufl. §3 Rdnr.17, 97.(云片, Busse
- (5) Patentgesetz in der Fassung vom 5.5.1936 RGBl. IIS.117ff.
- (영) Patentgesetz in der Fassung vom 1.1.1968 BGBl. I S.2ff.
- 37 おいて既に公然と実施されている場合には、当該発明は新規でない」と規定している。 一八七七年法の二条は既に、「当該発明の出願時に、他の専門家により実施が可能なように刊行物に記述されるか、 または国内に
- 38 Benkard, Patentgesetz Gebrauchsmustergesetz, 9 neubearb. Aufl. §3 Rdnr.124. (以下では、Benkard, Patentgesetzと略す
- (祭) Benkard, Patentgesetz, §3 Rdnr.124.
- $\widehat{40}$ gesetz, §3 Rdnr.33-35.なお、 製・頒布しうる状態であるという要件で、刊行物性を認めた。BGH GRUR1971, 214-customer printsは、文書が作られている必要 すらなく、文書が要求されれば直ちに手渡せる状態であれば足りるとする。Benkard, Patentgesetz §3 Rdnr.126.; Busse, Patent Patentgesetz §3 Rdnr.29.)° BGHZ 18, 81=GRUR 1955, 393 Zwischenstecker II. 複製過程で製作されたものではない特許明細書につき、いつでも公衆に複 書籍等が図書館に入れられただけでは十分ではなく、カタログに入ることまで必要である (Busse
- (4) Busse, Patentgesetz, §3 Rdnr.28.
- <u>42</u> Benkard, Patentgesetz, §3 Rdnr.128. これに対して、書籍・雑誌等では発行日が基準である。

- <u>43</u> Busse, Patentgesetz, §3 Rdnr.53.; Klauer-Möhring, Patentrechtskommentar, §2 Rdnr.15.
- (4) Benkard, Patentgesetz, §3 Rdnr.129.
- (4) Busse, Patentgesetz, §3 Rdnr.47.
- (4) Busse, Patentgesetz, §3 Rdnr.56.
- (4) Busse, Patentgesetz, §3 Rdnr.59.(4) Busse, Patentgesetz, §3 Rdnr.26.
- よこ。Busse, Patentgesetz, §3 Rdnr.77 現行ドイツ法の文書 (schriftliche Beschreibung) にあたる。言語や開示方法は問わず専門家が実施できればプログラム言語でも
- $\widehat{50}$ 文書または口頭の表現等は例示列挙である。Busse, Patentgesetz, §3 Rdnr. 97.
- (5) Busse, Patentgesetz, §3 Rdnr.85f.
- <u>52</u> 玉井克哉「特許法における発明者主義」法協一一一巻一一号一六四六-一六四七頁参照。
- (3) Guidelines for examination in the European Patent Office C-IV, 5.1.
- (54) R・ジンガー・前掲書注(24)三三頁。
- (55) 但し、審決例は現在のところだされていないようである。
- <u>56</u> この指針は手続の実施についての欧州特許庁職員への指示を内容とするが、法的拘束力をもたない。
- Guidelines for examination in the European Patent Office C-IV, 5.2., D-V, 3.1.3.1., D-V, 3.1.3.2
- になる場合をさす。Guidelines for examination in the European Patent Office D-V, 3.2.1. 口頭の表現により技術水準が公衆に利用可能となる場合とは、会話や講演やラジオ、テレビ等により無条件に公衆に知られること
- 59 Guidelines for examination in the European Patent Office D-V, 3.1.2, D-V, 3.2.3.
- の実施は公衆に利用可能とはいえない (Guidelines for examination in the European Patent Office D-V, 3.1.3.3.)。 クセスできる場所で見られる場合、対象物を分解して初めて判明する隠された特徴は公衆に利用可能とはいえない。また、会社内で の特性が外観から判明せずさらなる分析により初めて判明する場合も公衆により利用可能にあたる。他方、対象物が公衆にとってア Guidelines for examination in the European Patent Office D-V, 3.1.3.1. まず、公衆に対象物が売買されている場合、対象物

- (61) この特許協力条約が締結された理由は、発明の新規性について調査を行う特許庁では、調査すべき技術文献が増大しており、また 解説 (一九九七年) 一四•一五頁。 由に定める。特許協力条約一五条二項は、国際調査 (international Search) の目的は関連する先行技術 (prior art) を発見すること 先行技術調査は各国特許法において差がないことから、出願人・特許庁の労力を軽減するためである。橋本良郎・特許協力条約逐条 にあると定めている。 但し、特許協力条約が規定しているのは出願の手続だけであり、実体法に関する規定は各国が自
- <u>62</u> なお、規則6・1、6・2も、 国際予備審査における先行技術について同様に規定する。
- $\widehat{63}$ Act of Feb. 21, 1793, ch, 11, 1 Stat,318
- $\widehat{64}$ Act of July 4, 1836, ch357, 5, Stat.117
- $\widehat{65}$ Act of July 8.1870, ch.230, 16 Stat.201
- $\widehat{66}$ 35 U.S.C. §102(1994).
- $\widehat{67}$ forein country or in public use or on sale in this country, more han one year prior to the date of the application for patent れば新規性が否定される。"35 U.S.C.102 (b) the invention was patented or described in a printed publication in this or a in the United States, or one year rule." 但し、アメリカ特許法では、発明以前(一○二条⑷⑹項)または出願日より一年以上前(一○二条⑹項)に新規性喪失事由が生じ
- $\widehat{69}$ $\widehat{68}$ Richard W. Hoffman, What Constitutes a Prited Publication Under the Patent Act, 1988 Det. C. L. Rev. 961, 964-65(1988)
- Manual of Patent Examination Procedure (M. P. E. P.), §2128
- Chisum, Chisum on Patents, 3.04 [3] -Printed, 3-64

 $\widehat{70}$

- 71 In re Bayer, 568 F.2d 1357, 1360-62, 196 U.S.P.Q.670, 673-75(C.C.P.A.1978)
- $\widehat{72}$ 告は論文が目録に掲載された正確な日付けを証明できなかったが、目録に掲載され書籍が置かれるという一般の慣行により日付け が推定された。In re Wyer, 655 F.2d 221, 210 U.S.P.Q.790(C.C.P.A.1981). 大学図書館におかれた場合、一度も頒布されなかったとしても公衆がアクセス可能なら先行技術にあたるとした。この事案では、被 Gulliksen v. Halberg, 75 U.S. P. Q. 252(1937). また、In re Hall, 228 U.S. P. Q. 453(Fed. Cir.1986)は、 博士論文がドイツの
- 73 In re Bayer 568 F.2d 1357, 196 U.S. P. Q. 670(C. C. P. A. 1978); In re Cronyn, 890 F.2d 1158, 13 U.S. P. Q. 2d 1070(Fed. Cir.

1989).

- 1321, 1329-32 (Cl. Ct.1990) RCA Corp. v. Data Gen. Corp., 701 F. Supp. 456, 467-68 (D. Del. 1988); De Graffenried v. United States, 16 U.S. P.Q. 2d
- 75 が当該発明を実施可能であることが必要である。PPG Indus., Inc. v. Gurdian Indus. Corp., 75 F.3d 1558, 1566, 37 U.S.P.Q. 2d 1618, 1624(Fed. Cir.1996). にあたらないと判示した。なお、刊行物といえるためには、アクセス可能であること以前に、当該技術について通常程度熟達した者 また、Baron v. Bausch & Lomb Inc: 25 U. 2S. 2P. 2Q. 2d 1641, 1662 (W. D. N. Y. 1992) は、口頭や手書きの連絡では 'printed
- 76 オーストラリア特許出願書類のマイクロフィルムとジアゾコピーが作成・公開され、請求によりコピーが販売されていた事案。
- 討する必要はないであろう。 もっとも、旧一号と旧三号で新規性喪失という効果に違いはないため、日時の主張・立証の程度を除いて、両者を特に区別して検
- 78 ここでいう日本国外におけるインターネット情報は、当該情報がアップロードされたサーバーが外国にある場合をさす。
- インターネット特許公報を含むなら、外国のインターネット公報も考慮にいれるべきであろう。 たとえば、アメリカ特許商標庁 (USPTO)と欧州特許庁がインターネットに技術を公開している場合、三号の「刊行物」に日本の
- 80 工業所有権審議会における「特許法等の改正に関する答申」(平成一〇年一二月一四日)参照。
- 審査基準 1.5.2。なお、特許庁総務部総務課・工業所有権制度改正審議室編・平成一一年改正・工業所有権法の解説 竹田和彦・特許の知識(第六版)(一九九九年)一二七頁、内田・兼子ほか前掲書注(3)二五九頁〔吉藤発言〕、特許・実用新案 (発明協会) 九四
- 82 行技術として引用するかについては運用指針により対応するようである。第五章二参照。 工業所有権審議会企画小委員会報告書(平成一〇年一一月)六六頁以下参照。もっとも、平成一一年改正では法律を改正せず、先
- (83) 中山信弘・判批判例時報九九八号一七四頁。
- (4) 中山・前掲書注(3)一二五頁。
- 85 原本が閲覧可能だが複写不可能である場合には刊行物にあたらない。増井・田村・前掲書注(19)二五頁。
- 86) 玉井・判批前掲注(15)三八三―三八四頁。

- (87) 中山・判批前掲注(22)五〇頁。
- 88 かりにくい場合があるため刊行物といいにくい場合がある。もっとも、紙媒体の書籍も改変のおそれがある点では同じともい しかも、 技術の制約により書式によっては端末でプリントアウトしたものが、対比してそれをみて実施することができないほどわ いう
- (9) 吉藤・前掲書注(4)八四頁。
- $\widehat{90}$ られる。 工業所有権審議会企画小委員会報告書(平成一〇年一一月)六六頁以下参照。技術的には電子署名やPDFファイルへの変換が考え
- $\widehat{91}$ が明記され、日時の証拠能力も高いとされている。工業所有権審議会における「特許法等の改正に関する答申」(平成一〇年一二月 但し、商用データベース、学術団体のサイト、出版社のサイトに掲載されている情報は、サイトの信頼性が高く、情報掲載の日時 四日)参照
- 92 Trilateral Project 14.6 (B) Citations for Electronic Resources November 1997.
- 93 Request for Comments on Poposed Federal Register vol.63, No.206 63FR57101
- $\widehat{94}$ The final Internet usage policy Federal Register vol. 64, No. 118 64FR33056
- (5) I Patent Internet Usage Policy, Ariticle 9.
- (%) I Patent Internet Usage Policy, Ariticle 11, Paragraph B.
- (9) つまり、従来の判例は、閲覧には複写(発行)が必要であるとする。
- 98 ックアップがなされている場合はありうる。 つまり、「発行」なしに「閲覧」できてしまう点が問題となる。但し、特許庁内での公報データのかいざん防止のために原本のバ
- $\widehat{99}$ 条第一項及び第二項の規定の適用については、 を通じて発表し、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもって発表することにより、第二十九条第 項各号の一に該当するに至った発明は、 なお、三○条一項は以下のように改正されている。「特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、 その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同 同条第一項各号の一に該当するに至らなかったものとみなす。」(傍線部が改正部分) 電気通信回
- (M) 中山・前掲書注(3) 一二五頁。

- (⑪) 吉藤・前掲書注(4)八二、八三頁。
- 102 前掲東京高判平成五年七月二九日判決〔クロス論文事件〕。東京高判平成五年一一月一七日判例工業所有権法五三七の二六頁。
- 103 この運用指針は、平成一二年一月一日以降の出願について適用される(平成一一年法律第四一号附則第一条、第二条)。
- 104 また、出願人からの反論は、証拠に裏付けられていない限り採用されない。審査官の心証が真偽不明となった場合は先行技術として なお、問い合わせ先が判明していれば改変の有無を照会し疑義を解消できれば引用し、問い合わせ先が不明であれば引用しない。
- 105 なお、工業所有権審議会企画小委員会報告書(平成一○年一一月)六六頁以下参照。
- (船) 吉藤・前掲書注(4)四四頁。

引用しない。

- (Ma) 後掲注(II)参照。
- 107 確認規定にすぎなくなる。田村善之・知的財産法(一九九九年)一六四頁参照 工業所有権審議会企画小委員会報告書(平成一〇年一一月二六日)。このように解すると、三号前段の刊行物記載は一号の公知の
- (鼠) 相澤英孝・電子マネーと特許法三五頁注六〇。
- 109 えると、欧州の基準では公衆に利用可能とはいえないと考えられる。Guidelines for examination in the European Patent Office なくても二号にあたる場合もあろう (ATMの中のプログラム等)。しかし、暗号技術自体については秘密にしているに等しいと考 相澤・前掲書注(∞)一二○頁。確かに、技術の中身が解析によりわからなくても(暗号等)用いられていれば、一号にはあたら
- 110 の私信メールや守秘義務を負った者のみへの送信、リンク等が全くされていないサイトを除くとしている。 相澤・前掲書注(18)三四頁注六〇参照。なお、平成一一年改正・工業所有権法の解説・前掲書注(81)九三―九四頁は、 個人間
- $\widehat{\mathbb{I}}$ 竹田稔編・特許審決等取消訴訟の実務(一九八八年)一四三頁参照。特に、特許庁の審査段階では三号の刊行物の引用が大部分で |ろう。内田ほか前掲書注(3)二七〇頁。
- (11) 中山・前掲書注(3) 一二三頁。
- (13) 東京高判平成四年一二月九日判例工業所有権法(第二期版)五六三頁。
- 114 熊倉禎男「公知発明および公用発明についての一考察」知的財産法と現代社会・牧野利秋判事退官記念(一九九九年・信山社)

 \mathcal{H}

九七頁。

 $\widehat{116}$ 115 平成一一年改正・工業所有権法の解説・前掲書注 (81) 九三頁。

染野義信・判批特許判例百選(第二版・一九八五年)四九頁参照。 したがって、審決の基礎となる事実が同一であれば、原審決と適用する号数を差し替えて裁判所が判断することは可能であろう。

三九